告示

○金融庁告示第八十三号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年七月二十日

金融庁長官　三國谷勝範

第二条第七号を次のように改める。

七　楽天銀行株式会社

第二条第十七号を次のように改める。

十七　ニューヨークメロン信託銀行株式会社

第二条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第四十六号までを一号ずつ繰り上げる。

○金融庁告示第五号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十日

金融庁長官　三國谷勝範

法務大臣　千葉　景子

二中「ＮＣＴ信託銀行株式会社　東京都品川区東品川二丁目ＮＣＴ信託銀行株式会社本店」を削る。

○中央選挙管理会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項の規定に基づき、平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

参議院名簿届出政党等の名称	得票数	当選人の数	当選人の氏名	当選人の住所
民主党	一八、四五〇、一三九・〇五九	一六	有田　芳生	東京都練馬区早宮一丁目四七番九―四〇四号
			谷　亮子	福岡県福岡市中央区笹岡二丁目一〇番二〇号
			直嶋　正行	東京都新宿区市谷本村町七番四―二二〇二号
			小林　正夫	茨城県牛久市ひたち野東五丁目一二番地二二
			柳澤　光美	千葉県習志野市花咲二丁目一六番一七号
			石橋　通宏	東京都江東区亀戸三丁目四五番一七―五〇一号
			難波　奨二	岡山県倉敷市玉島阿賀崎二丁目四番三七号
自由民主党	一四、〇七一、六七一・四二二	一二	津田弥太郎	長野県茅野市中大塩九番地三二
			那谷屋正義	神奈川県川崎市多摩区中野島四丁目一二番九―一号
			江崎　孝	東京都港区白金台三丁目一六番二―一〇〇五号
			藤末　健三	神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目一二番地二リビオ宮崎台六〇九
			加藤　敏幸	兵庫県芦屋市大東町一八番六―七〇四号
			前田　武志	奈良県橿原市久米町八九二番地ローレルコート橿原神宮前九〇七号
			田城　郁	東京都三鷹市下連雀七丁目一三番一三―四一一号
			白　眞勲	東京都新宿区市谷本村町七番四―三一〇二号
			西村　正美	東京都中野区中央三丁目五番七号
みんなの党	七、九四三、六四九・三六九	七	片山さつき	静岡県浜松市西区志都呂町五一四九番地の二
			佐藤ゆかり	東京都目黒区八雲五丁目五番一二号コリーヌ八雲参番館一〇二
			小川恵里子	東京都世田谷区尾山台一丁目九番二号
			髙階恵美子	東京都港区西麻布四丁目四番三―五〇四号
			三原　順子	千葉県山武市松尾町借毛本郷六四一番地八
			中村　博彦	徳島県吉野川市川島町桑村八五一番地一
			脇　雅史	東京都練馬区谷原二丁目一〇番一三号
			藤井　基之	神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目三六五番地八クレッセント武蔵小杉五〇二
			小坂　憲次	長野県長野市大字村山二八七番地
			水落　敏栄	千葉県長生郡長生村一松丙四四三番地一一四
			宇都　隆史	東京都目黒区柿の木坂二丁目一二番七号
			赤石　清美	埼玉県川越市新宿町五丁目一三番地五二
			柴田　巧	富山県小矢部市清水二九六七番地
			江口　克彦	大阪府枚方市東香里三丁目一三番一五号
			上野　宏史	群馬県高崎市田町一四一番地一ラシーナ田町一〇〇一号
			寺田　典城	秋田県秋田市手形山中町二番三七号
			小野　次郎	山梨県北杜市明野町上手七一八七番地一